

○ 泉南市附属機関に関する条例

昭和 46 年3月 20 日条例第 11 号

泉南市附属機関に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法律又は別に条例で定めるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

- (1) 市長の附属機関(別表第1)
- (2) 教育委員会の附属機関(別表第2)

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について、必要な事項は、当該執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

～ 中略 ～

附 則(令和5年9月 28 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

附属機関	担任意務
泉南市総合計画審議会	市の総合基本計画についての審議に関する事項
～ 中略 ～	
泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会	泉南市バリアフリー基本構想についての調査、策定に関する事項
～ 省略 ～	

別表第2(第2条関係)

～ 省略 ～

○ 泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会規則

令和5年9月 28 日規則第 20 号

泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例(昭和 46 年条例第 11 号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉南市バリアフリー基本構想策定等協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他の協議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者等の団体を代表する者
- (3) 高齢者の団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 公共交通事業者
- (6) 施設設置等管理者
- (7) 公安委員会
- (8) 関係行政機関の代表者
- (9) 市職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1人、副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選任されていない場合における会議の招集は、市長が行う。

2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、バリアフリー基本構想を所管する組織において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則の廃止)

2 泉南市樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則(平成 24 年泉南市規則第 28 号)は、廃止する。

(泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則の廃止)

3 泉南市新家駅周辺地区バリアフリー基本構想策定等協議会規則(平成 24 年泉南市規則第 29 号)は、廃止する。